

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

不動産取得税の改正

Q: 不動産取得税についての平成11年度の改正の内容を教えてください。

A: 住宅・住宅用地の特例措置の要件緩和が行われました。

【解説】

平成11年度の不動産取得税の改正は、住宅取得者の負担を軽減し、良質な住宅取得を促進するため、次のような住宅・住宅用地の特例措置の要件緩和が行われました。

(1) 中古住宅の築後年数要件

- ① 木造等 15年以内→20年以内
- ② 耐火建築物 20年以内→25年以内

(2) 住宅価格の上限要件

17万6千円/㎡以下→廃止

(3) 新築住宅用地に対する特例措置要件

用地取得後2年以内に新築→3年以内

(4) 土地付新築住宅の用地に対する特例措置の経過年数要件

- ① 本人居住分 新築後1年を超えて取得した場合は適用なし→1年を超えて取得する場合も特例適用
- ② 本人居住以外分 新築後1年を超えて取得した場合は適用なし→2年以内の取得について特例適用

(5) 宅建業者等が取得する新築家屋への課税

新築後6月以内は課税なし→1年以内

